



公正な研究活動の推進に向けて

～ 研究倫理教育／特定不正行為の状況 ～

2020年12月15日

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課

研究公正推進室長 丸山智

1. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成30年12月）

（研究開発等の公正性の確保等）

第二十四条の二 研究者等は、研究開発等の公正性の確保及び研究開発等に係る資金の適正な使用について第一義的責任を有するものであって、研究開発等に係る倫理に関し知識と理解を深めること等を通じて、研究開発等の公正かつ適正な実施に努めるものとする。

2 研究開発機関は、その研究者等が研究開発等に係る倫理に関する知識と理解を深めるために必要な取組を実施するとともに、研究開発等に係る不正行為（資金の不正な使用を含む。次項において同じ。）について客観的な根拠に基づき適切に対処するよう努めるものとする。

3 国は、研究開発等に係る不正行為が科学技術に対する国民の信頼を損なうとともに、科学技術の水準の向上を妨げることに鑑み、その防止のための体制の強化その他の研究開発等に係る不正行為の防止に必要な施策を講ずるものとする。

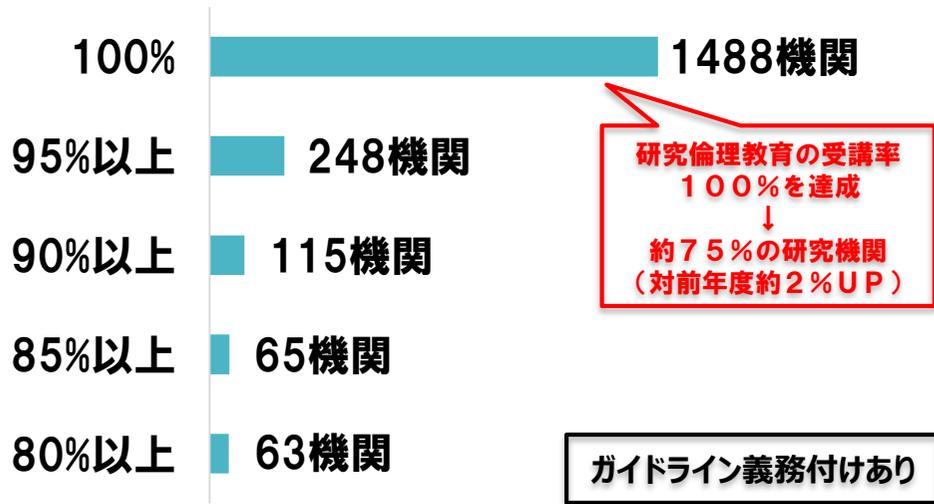
2. 科学技術・イノベーション基本法（令和2年6月）

（科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針）

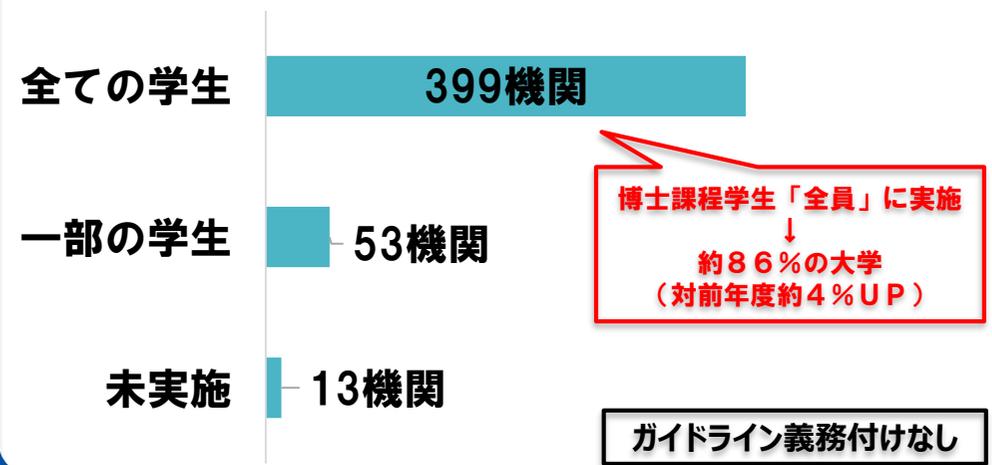
第三条 3 科学技術の振興は、科学技術がイノベーションの創出に寄与するという意義のみならず学術的価値の創出に寄与するという意義その他多様な意義をもつことに留意するとともに、研究開発において公正性を確保する必要があることに留意して行わなければならない。

『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト（平成31年度版）』に基づく結果

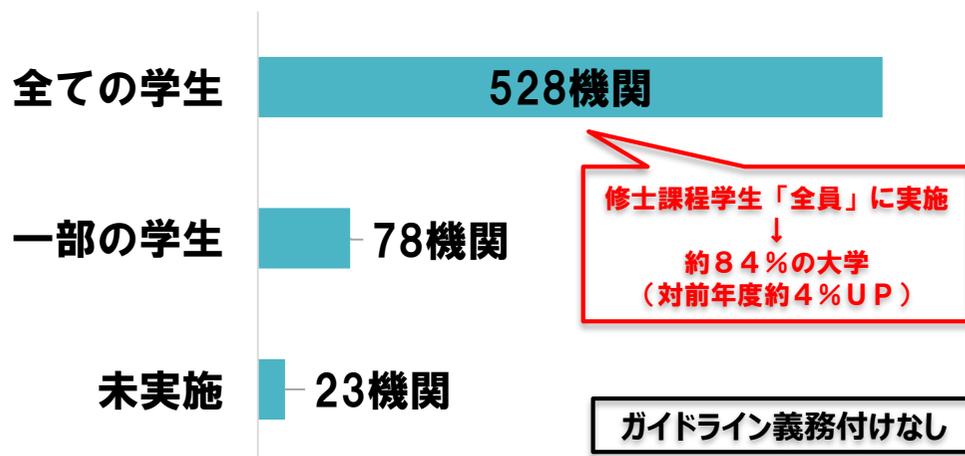
研究者の受講率（指導後）



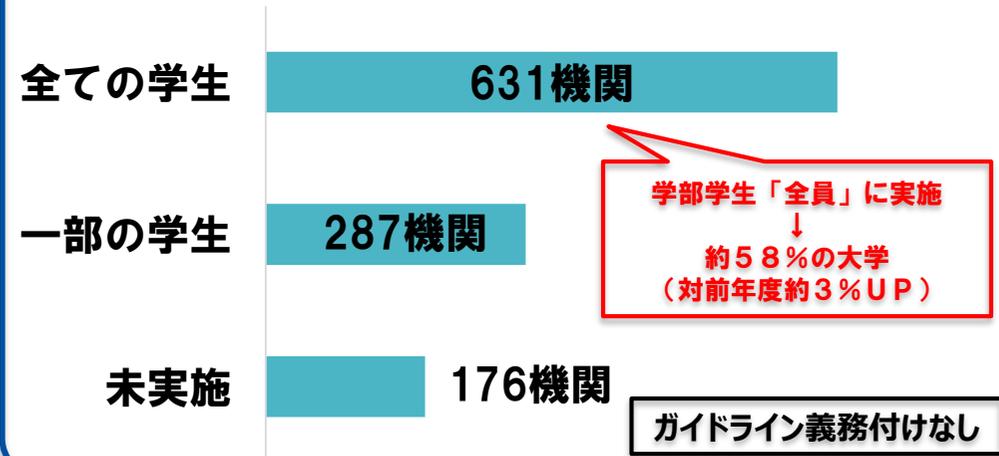
博士課程学生に対する研究倫理教育の実施状況（大学）



修士課程学生に対する研究倫理教育の実施状況（大学）



学部学生に対する研究倫理教育の実施状況（大学・短期大学・高専）



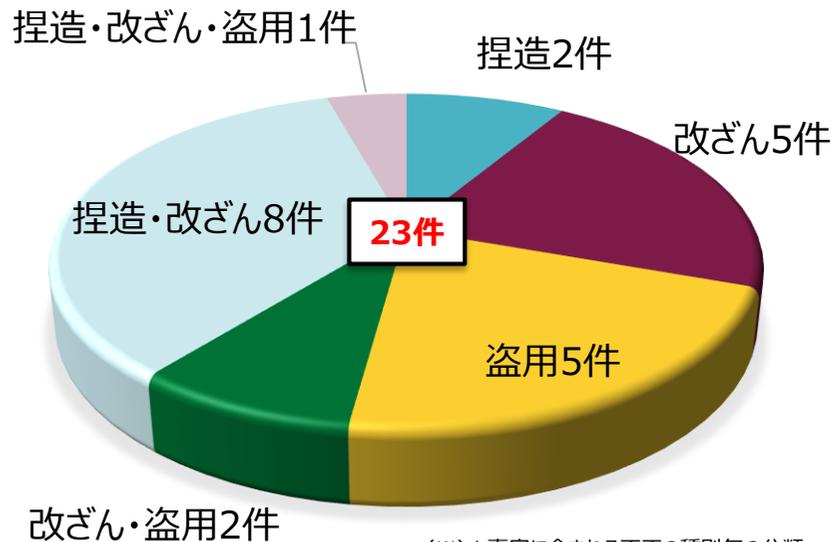
特定不正行為の認定・公表状況（自然科学系）

- 文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2020年10月）に認定・公表された「**自然科学系**」の**不正事案**（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）は**23件**。
- なお、上記以外に、二重投稿や不適切なオーサーシップ等の問題がある。

特定不正行為（年度別）

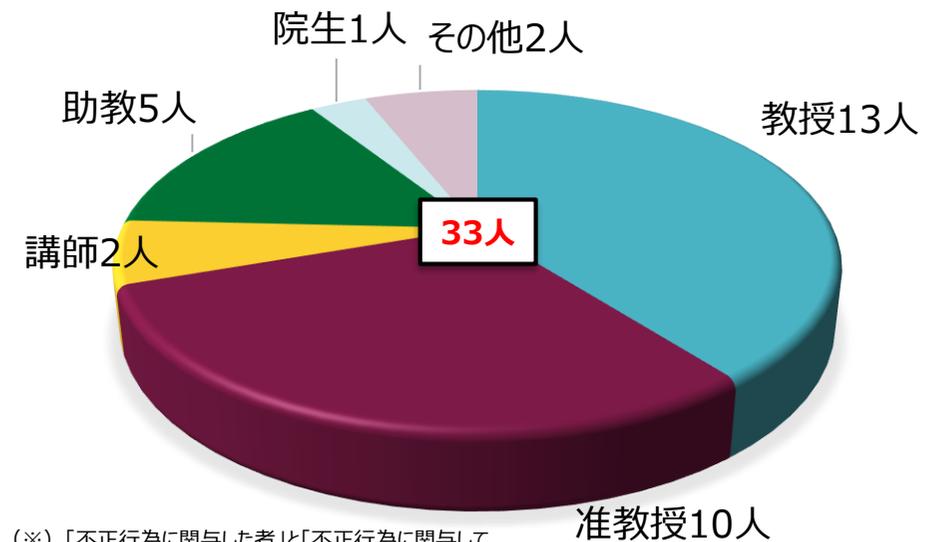
年 度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (10月まで)	合計
特定不正行為 が認定された事案	3件	5件	8件	3件	3件	1件	23件

特定不正行為（種別）



(※) 1事案に含まれる不正の種別毎の分類

特定不正行為（職位別）



(※) 「不正行為に関与した者」と「不正行為に関与していないものの、特定不正行為があったと認定した研究に関わる論文等の責任著者」の総数

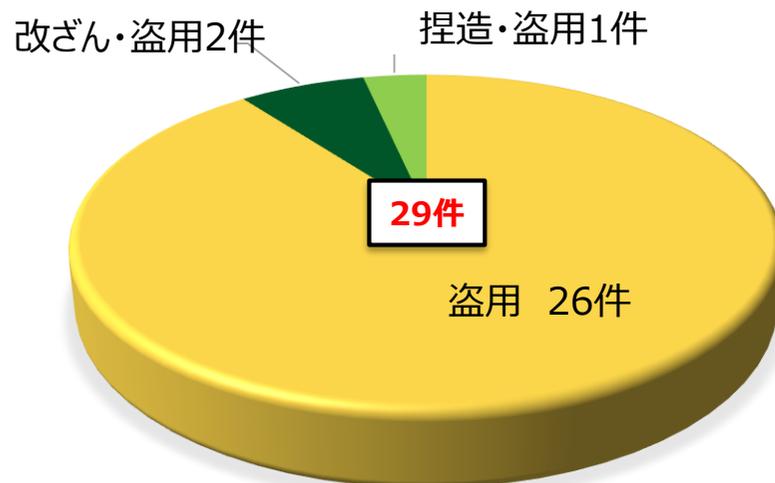
特定不正行為の認定・公表状況（人文社会系）

- 文部科学省の予算の配分又は措置を受けた研究に関して、現行ガイドライン施行後（2015年4月～2020年10月）に認定・公表された「**人文社会系**」の**不正事案**（特定不正行為：捏造、改ざん、盗用）は**29件**。
- なお、上記以外に、二重投稿や不適切なオーサーシップ等の問題がある。

特定不正行為（年度別）

年 度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (10月まで)	合計
特定不正行為 が認定された事案	6件	4件	7件	4件	6件	2件	29件

特定不正行為（種別）



(※) 1事案に含まれる不正の種別毎の分類

特定不正行為（職位別）

